

平成25年度水源環境保全・再生市民事業支援補助金の選考方法及び選考基準(案)

1 選考方法

水源環境保全・再生市民事業支援補助金の補助対象事業の選考に当たっては、県による予備調査を行った上で、選考会による1次選考(書類選考)及び2次選考(公開プレゼンテーション)を行い、補助対象事業を選定する。

(1) 予備調査

県は、水源環境保全・再生市民事業支援補助金交付申請書等(以下「申請書等」という。)について、書類上の不備、対象団体・事業の補助要件の適否、申請事業が法令等に抵触していないか等について、予備調査を行う。

予備調査の結果、補助要件に適合する申請事業について、申請書等を選考会委員に送付する。ただし、選考会委員長には、全ての申請書等を送付する。

(2) 1次選考(書類選考)

選考会は、予備調査に通過した申請事業について、1次選考を行う。

1次選考は、書類選考とし、「2 選考基準」に基づく得点を基礎として、2次選考の対象事業を選定する。

なお、これまでに補助を受けたことがある団体については、採点によらず、これまでの取組状況及び申請事業の内容を踏まえて選定を行うものとする。

(3) 2次選考

ア 公開プレゼンテーション

選考会は、2次選考の対象事業について、申請者から直接事業の内容を聞き取り、公平な選考を実施するため、公開プレゼンテーションを行う。

公開プレゼンテーションは、各申請団体からの5～10分程度のプレゼンテーション及び選考会委員からの質疑応答によるものとする。

イ 2次選考

選考会は、公開プレゼンテーション終了後、1次選考の結果と公開プレゼンテーションの内容等を踏まえ、2次選考を行い、「採択事業」を選定する。

なお、選考会終了後に、委員長から申請団体に対して選考結果の報告等を行う。

(4) 選考会の公開・非公開について

選考会は、公開プレゼンテーションを除き、非公開とする。

(5) 選考会開催日程について

1次選考会は、平成25年2月15日(金)とする。

公開プレゼンテーション及び2次選考会は、平成25年3月9日(土)とする。

2 選考基準

部門の視点と事業の選考基準により選考を行う。

なお、この選考基準は、事業の優劣を判断するものでなく、この補助金制度における「採択事業」及び「不採択事業」を選定するためのものであることに留意する。

部門の視点

部門	視点
定着支援	新たに取り組む事業でNPO等の定着した活動が期待できるか。
高度化支援	これまでの経験を活かしたのか、また自主財源の確保が確実に見込めるなど、団体のスキルアップ・自立化が期待できるものか。

事業の選考基準（5項目各5点）

項目	申請区分	視点	主なチェックポイント
目的	共通	水源環境の保全・再生に資するもので、NPO等が行うことでより効果が見込まれる事業であるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業目的が5か年計画及び施策大綱に適うものか ・市民団体としての特性（地域性・柔軟性・自発性・専門性等）を發揮できる事業か ・課題、事業効果は明確となっているか ・超過課税が財源である事業との認識が感じられるか ・県が行う水源環境保全・再生施策の広報に協力する認識があるか
効果	間伐材	間伐材の利活用の促進が図れるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の保全・再生事業とは別立ての事業とすべきか ・間伐する材の種類や量が明確か ・活用方法・活用先が明確か。 ・活用に創意工夫が見られるか
	普及啓発・教育	県民に水源環境保全・再生の必要性を伝えるものか。目的や対象が明確化されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・団体が水源環境保全再生・施策について理解しているか ・水源環境保全・再生の必要性を伝えるプログラム構成か ・対象者に応じたわかり易い内容となっているか ・受講者の募集に工夫・配慮がなされているか
	調査研究	問題や課題の解決に向けた有効な対策に寄与するものか。調査・研究のステップが明確化されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・水源環境保全・再生施策に係る課題が明確となっているか ・課題に対する適切な研究内容となっているか ・課題の解決と連動した研究内容となっているか ・調査結果の公表や活用についてのビジョンはあるか ・研究成果を出すための適切な期間設定がなされているか
	上記以外	水源環境の保全・再生に高い効果が見込まれるものか。	<ul style="list-style-type: none"> ・5か年計画の特別対策事業と同様の効果を見込んでいるか ・効果を高めるための創意工夫が見られるか。 ・地域における課題やニーズを的確に捉え、それに対応する事業となっているか。

実現性	共通	計画どおり適切に実施される可能性が高いか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体としての活動状況、組織構成等から事業遂行能力があると判断できるか。 ・ 事業実施に必要な実施体制が整っているか ・ 事業内容に応じた適切な予算計上となっているか。また、予算の積算は妥当か ・ 事業実施可能な適切なスケジュールになっているか ・ 安全面への配慮がなされているか
継続性	共通	将来にわたり継続して実施が可能か。(定着)	<ul style="list-style-type: none"> ・ フィールドの確保は出来ているか ・ 事業を継続できる実施体制が整っているか。 ・ 自主財源の確保に対する意識が高いか
		これまでの経験を活かした団体のスキルアップや、自立化に向けた自主財源の確保が見込めるか。(高度化)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請事業に類する活動実績が十分であるか ・ 実施事業への専門知識や技術をもっているか ・ 事業のスキルアップに対する意識が高いか ・ 事業収入、会費などの安定的な収入が見込めるか
今後の展開	共通	今後の広がりや深まりなど発展が見込まれるものか。(定着)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業のステップアップが期待できるか ・ 事業を拡大するため創意工夫は見られるか ・ 事業の積極的な広報が期待できるか
		上記に加え、他分野や他地域等への波及効果が見込まれるものか。(高度化)	<p>(上記に加え)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 課題解決のためのモデル的・先進的な事業であるか。 ・ 会員数・財政など団体の自立に向けての考え方が明確か ・ 補助金終了後も事業を継続(展開)していく方策があるか

※「間伐材」とは、「間伐材の利活用促進事業」のことを指す。

※(定着)は定着支援部門を、(高度化)は高度化支援部門のことを指す。

3 評価区分

選考基準における各項目の合計点数により、事業を3段階で評価する。

評価	合計点数
A	19～25
B	12～18
C	5～11

【参考】平成24年度 選考方針

2次選考対象事業は次の要件を全て満たす事業とする。

- (1) 1次選考における総合評価にC評価がないこと
- (2) 1次選考における総合点の合計が10点以上であること

※ A評価を3点、B評価を2点、C評価を1点として算出する。

4 その他

その他、上記に定めのない事項については、選考会が別に定める。

